

## 国税徴収法施行規則の一部を改正する省令要旨

- 1 国税徴収法施行令の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うこととする。(第1条、第3条関係)
- 2 この省令は、民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第3号に掲げる規定の施行の日から施行することとする。(附則関係)